住居の賃貸借と経済的利用の妨げ(九)

―ドイツ裁判例研究からの模索

田

中

司

英

相当な経済的利用の妨げを理由とする住居使用賃貸借関係の解約告知に関する裁判例の判断枠組み 賃貸人の「自己必要」を理由とする解約告知との関係

II

はじめに

三 四

賃貸されている住居の経済的利用の類型

(以上、四八巻三・四合併号)

BGBの規定に関する確認

本論文の位置づけ

Ι

序説

目

次 *

西南学院大学法学論集 第五一 巻 第二号 (二〇一八年 九月)

- 前提となることがらに関する連邦憲法裁判所および連邦通常裁判所の裁判例
- 1 要求できないほど厳格に要件を取り扱うことに関して
- 2 当事者の申立てを不当に取り扱うことに関して

基本となる連邦憲法裁判所および連邦通常裁判所の裁判例

(以上、四九巻一号)

四 当該土地・建物(住居)の売買という類型

 \equiv

- 1 前提となることがらに関する裁判例
- 2 解約告知が肯定された裁判例
- 1 連邦憲法裁判所および連邦通常裁判所の裁判例(以上、四九巻二・二合併号)
- (2) 下級審裁判所の裁判例
- ① 賃貸人の解約告知の形式的な有効性の要件について
- ② 経済的な利用の相当性という要件について
- 3 経済的な利用の妨げ・賃貸人の著しい不利益という要件について(以上、四九巻四号)
- 解約告知が否定された裁判例

3

- (1) 賃貸人の解約告知の形式的な有効性の要件について
- (2) 経済的な利用の相当性という要件について
- 3 経済的な利用の妨げ・賃貸人の著しい不利益という要件について

- ① 連邦憲法裁判所の裁判例(以上、五○巻一号)
- ② 下級審裁判所の裁判例(②の二四まで、五〇巻二・三合併号)
- 4 裁判例の判断枠組み(以上、五○巻四号)
- 1 前提となることがらに関する裁判例 当該建物(住居)の取壊し・再築という類型

Ŧi.

2 解約告知が肯定された裁判例

1

連邦通常裁判所の裁判例

- (2) 下級審裁判所の裁判例
- 4 裁判例の判断枠組み(以上、五一巻一号)3 解約告知が否定された裁判例
- 六 当該建物 (住居) についての建築措置 (改造・近代化等) という類型
- 1 前提となることがらに関する裁判例
- 解約告知が肯定された裁判例

2

- 3 解約告知が否定された裁判例 (3の六まで、本巻本号)
- 4 裁判例の判断枠組み
- 七 当該住居の事業用空間への変更という類型

西南学院大学法学論集

第五一

巻

第二号 (二〇一八年

九月)

総括と今後の課題

III

I相当な経済的利用の妨げを理由とする住居使用賃貸借関係の解約告知に関する裁判例の判断枠組み

六 当該建物 (住居)についての建築措置(改造・近代化等)という類型

続いて、賃貸されている住居の経済的利用にかかわる第三の類型、すなわち、当該建物

る。 いう類型における裁判例の判断枠組みをまとめておくことにする。 た裁判例と解約告知が否定された裁判例のそれぞれにおいて、さらに、関係する裁判例を整理・考察する作業を行うことにす げを理由とする住居使用賃貸借関係の解約告知が肯定された裁判例、および、否定された裁判例に分け、 近代化等)という類型に関して、 そのうえで、これらの作業を通して明らかにされたところの当該建物 前提となることがらに関する裁判例を確認したうえで、 (住居) についての建築措置 結論として、 相当な経済的利用の妨 (改造・近代化等)と 解約告知が肯定され

1 前提となることがらに関する裁判例

は 当該建物 (住居) についての建築措置 (改造・近代化等)という類型において、 前提となることがらに関する裁

判例があるので、

それらの裁判例を確認しておきたい。

五七三条二項三号 約告知した場合、当該使用賃貸借関係の終了について賃貸人の正当な利益が存在するのかどうかという点は、そもそもBGB 第一に、賃貸人が、当該建物 (旧五六四b条二項三号)にしたがって判断されなければならないのであろうか。 (住居) についての建築措置 (改造・近代化等)を行うために、当該使用賃貸借関係を解 この問題を取り扱った裁

【6】バイエルン上級地方裁判所一九八三年一一月一七日決定(雲)

判例として、バイエルン上級地方裁判所一九八三年一一月一七日決定をみておきたい。

[事案の概要と経緯]

期 た住居から、 るという理由づけをもって、一九八一年一一月三○日付で、 の住居のうちのひとつである本件住居の賃借人であった。原告は、一九八一年八月一二日付の書面をもって、被告らに対して、 原告は、 日までにきちんと賃料が支払われなかったことを理由として、 不可能にされるであろう。被告らが本件住居を明け渡さなかったので、原告は、一九八一年一〇月五日に、区裁判所に 裏手に存在する本件建物に所在する諸々の住居の賃貸人であった。被告らは、一九七七年七月一二日以来、これら 一五戸の住居が生じることになった。意図された改造は、本件使用賃貸借関係の継続によって、 解約告知した。(本件建物において)これまで二○戸を超えてい 即時に解約告知し、用心のために、本件建物全体が改造され 妨げられ、

71

由に依拠した。原告は、 訴えを提起した。本件明渡しの訴えの理由づけに関して、原告は、一九八一年八月一二日付の原告の書面における解約告知理 補足して、 被告らとの本件使用賃貸借関係が継続する場合、一万ドイツマルクの金額における追加的

これに対して、被告らは、賃料を合意にしたがって支払ったし、本件使用賃貸借関係が終了させられなければならないこと

なしに、改造・近代化が可能である、と主張した。

な費用が原告に生じるであろう、

と主張した。

区裁判所は、本件明渡しの訴えを棄却した。

おけば十分である 地方裁判所は、 上級地方裁判所に、二つの法的問題を提出したが、本稿との関係においては、 第一の法的問題についてみて

BGB五六四b条二項三号にしたがって解約告知のために正当な利益を意味するのか」、という法的問題であった。 つもりである場合、そのことは、BGB五六四b条一項にしたがって解約告知のために正当な利益を意味するのか、 た建物を、 の法的問題は、「賃貸人が、その諸々の住居が浴室を備えずに、階段室にトイレが備えつけられているところの古くなっ 新たな住居が浴室とトイレを備えて生じ、 その場合に、被告らの本件住居が存在しなくなるというように改造する あるいは、

. 沙贠理由」

理由で依然として存続したままであることができないところの使用賃貸借関係の終了について、BGB五六四b条二項三号に るという賃貸人の計画は、 上級地方裁判所は、 提出された第一の法的問題について、「古くなった建物の諸々の住居に浴室と固有のトイレを備えつけ いずれにせよ、意図された近代化が実行されるとき当該住居が改造によって存在しなくなるという

したがって当該解約告知を正当化する正当な利益を意味することができる」、と答えたのである。

上級地方裁判所は、どのような考慮にもとづいて、第一の法的問題に対する自らの態度を決定したのであろうか。

上級地方裁判所は、この点について、次のように論じたのである。

対して立場を明らかにすることは不必要である。 その結果、認められた事情において解約告知理由がBGB五六四b条一項にしたがって考慮に値するのかどうかという問題に 拠する場合、もはや立てられることはできない。これから以下に説明されなければならないように、後者のことがあてはまる。 13 知理由が 列挙された場合と同じように重大なものである場合、解約告知理由として考慮に値する。したがって、『それ以外の』 関する使用賃貸借関係を解約告知することができる。特に、 提出された法的問題の基礎にある事情によると、 て列挙された例としての場合に属し、すでに、 В GB五六四b条一項によると、賃貸人は、当該使用賃貸借関係の終了について正当な利益を有する場合にのみ、 当該解約告知を正当化する正当な利益であると考えられなければならない。BGB五六四b条二項における列挙は完 BGB五六四b条一項にしたがって存在するのかどうかという問題は、 その結果、それ以外の正当な利益もまた、当該利益がBGB五六四b条二項一号ないし三号において模範的に その理由から、 賃貸人は、古くなった建物の残っている諸々の住居に浴室と固有のトイレ BGB五六四b条二項において挙げられた場合のひとつが存在す 当該解約告知を正当化するのに適当であるところの理由 いずれにせよ、当該解約告知が、 В GB にお 解約告 住居に に依

73

は、 を備えつけることができるために、 計画された改造後にもはや存在しないことになる住居に関係があった。したがって、地方裁判所によって提出された法的 自己の賃貸建物の住居の総数を減少させるつもりであった。意思表示された本件解約告知

住 間 題は、 の解約告知を、BGB五六四b条二項三号にしたがって正当化することができるのかどうかという点になる。この問題は、 賃貸人のこのような計画が、 いずれにせよ、計画された近代化によって補充されることなく存在しなくなるところの

b条二項三号にしたがって判断されなければならない。BGB五六四b条二項三号が適用されなければならないところの要件 正当な利益が本件使用賃貸借関係の終了について存在するのかどうかという点は、認められた事情において、BGB五六四

は存在した。

肯定されなければならない。

賃貸人の古くなった建物の近代化は、 賃貸人は、 本件使用賃貸借関係の継続によって、 本件住居をもはや存在させておかないところの改造措置によってのみ実現されることが 自己の計画の実行について妨げられた。 というのは、 計画されたところの

計 15 に対応する。本件において、賃貸人が自己の古くなった建物をただ近代化するつもりであることは、このことの妨げになって とえ当該建物が引き続いて再び居住目的のために利用されることになるとしても、 一画された近代化の可能性を維持するために、 建物の改造は、 ・本件住居が近代化の経過において存在しなくなるという・・・・懸案となっている事案においては 建物の)取壊し・再築と同じように、その土地 賃貸人が本件使用賃貸借関係を終了させることができるのかどうかという点だ ・建物の経済的な利用であると判断されなけれ そうである。このことは、 全員一 ばならな 致の見解 6 1 た

叙述されたやり方において自己の古くなった建物を近代化するという賃貸人の計画は、 したがって、 原則として、 B G B

け

が問題である

は、 るとき当該住居が改造によって存在しなくなるというやり方において自己の古くなった建物を近代化するという賃貸人の計画 住目的のために利用されることになるとしても、当該土地・建物の経済的な利用であること、③意図された近代化が実行され 貸借関係の継続によって、自己の計画の実行について妨げられたこと、②建物の改造は、たとえ当該建物が引き続いて再び居 居をもはや存在させておかないところの改造措置によってのみ実現されることができるのであるから、 上級地方裁判所は、右のように、①本件事案においては、計画されたところの賃貸人の古くなった建物の近代化は、 原則として、 BGB旧五六四ト条二項三号にしたがって解約告知を正当化することができることを論じたのである。 賃貸人は、本件使用賃 本件住

どれほど変更され、 の問題にかかわるところのいくつかの下級審裁判所の裁判例をみておくことにする。いずれの裁判例も、 済的利用の妨げを理由とする住居使用賃貸借関係の解約告知によって終了するためには、 居)についての建築措置 一 第二に、一において確認した裁判例【61】にもかかわる点であるが、賃貸人によって実行されるところの当該建物 賃借人が当該住居の使用をどれほど妨げられることが必要であるのか、という問題である。ここでは、こ (改造・近代化等) の程度・規模が問われることになる。すなわち、 当該建築措置によって、 当該使用賃貸借関係が相当な経 結論として、相当な 当該住居が 住

75

経済的利用の妨げを理由とする住居使用賃貸借関係の解約告知を否定した裁判例である。

住居の使用 ①ミュンヘン区裁判所一九八五年七月二四日判決は、 が せ 11 ぜいのところおよそ四週間 !の間妨げられるという事案において、 次のように論じることにより、 相当な経済的利用の妨げを理由とする住居 当該建築措置によって、賃借人の本件

本件訴えは、 理由づけられていなかった。 BGB五六四b条二項三号の規定は、 当該規定の意味にしたがって・・・ 近

使用賃貸借関係の解約告知を否定した

代化作業・修復作業が、 当該使用賃貸借関係が解消される場合にのみ実行されうることを前提とする。

速に実行される場合、 本件訴訟の事案においては、このことは事実に合致しなかった。 そのつど関係する住居が使用できないことは、およそ四週間 鑑定人が・・・・ 『の期間 述べたように、 一の間生じるであろう。 必要な作業がある程度迅

は、 作りつけられることができなかったし、 もしくは、 必要とされなかったからである。 被告自身は、 当該措置によって、 本

件住居の利用の点において、直接に妨げられなかったであろう。

そのうえさらに、

本件住居について、

この期間は、

さらに疑わしいと思われた。

というのは、

本件住居にお

いて、

は 可能であった。・・ 鑑定人の鑑定書にしたがって、現在進行中の修復作業・修繕作業の間に、 ・・このことは、 本件住居のために、 短期間の通知された中断をともなっても実行された。 原則として、 建物の技術的な管理を維持すること

らなかった。 そのことから、 本件住居の利用は、 当該短い期間は、 被告の本件住居に関して、 使用賃貸借契約という継続的な債務関係の終了について、 せいぜいのところ、 作業の進行についてのきちんとした計画策定、 およそ四週間の間、 被告のために可能でないことから出発されなければな 原告の正当な利益を理由づけなか および、 必要な作業の迅速な実行 つ

76

鋼鉄の梁

た。本件住居のための本件解約告知、 および、それとともに、本件使用賃貸借関係の解消・終了は・・・・必要な作業の実行

のために必要ではなかったのである。

の本件解約告知は無効であったのである」。 それとともに、 本件使用賃貸借関係の終了について原告の正当な利益は認められていなかったし、 九八四年三月 五日付

りい 住居使用賃貸借関係の解約告知は否定されることも論じられた。すなわち、次のような論述であった。 用賃貸借関係の解約告知は正当化されていない、と判断した。また、賃貸人によって実行されるところの当該建物 全居住平面が、せいぜいのところ、 住居が、 の要件は、 ②ベルリン地方裁判所一九八九年五月二六日判決は、 、ての建築措置 たとえ近代化措置の実行、 解約告知された当該住居が、 (改造・近代化等) 非本質的に変更されるという事案において、相当な経済的利用の妨げを理由とする住居使 および、それと結びつけられた利用の変更のもとでも、 が、賃借人の受忍義務の範囲内にとどまる場合、 もはや存在したままではなく、 相当な経済的利用の妨げを理由とする住居使用賃貸借関係の解約告知 むしろ、改造によって取り除かれることであり、 相当な経済的利用 本質的に維持されたままであり、 の妨げを理由とする (住居) に 本件 77

同 ともとの住居が、 年一一月一七日決定は関係がある。 むしろ、 .時に実行された近代化作業のもとで、もともとの住居が当該使用賃貸借契約によって賃貸されていた賃貸物であるとはもは В GB五六四b条二項三号にしたがった解約告知の要件は、 改造あるいは取壊しによって取り除かれることである。 これ以外の部屋がさらにつけ加えられること、および、これまでの空間とはまた別の利用の方式によって、 ある住居がこれ以外の空間がさらにつけ加えられることによって拡張され、 このような事案にのみ、 解約告知された当該住居が、もはや存在したままではなく、 バイエルン上級地方裁判所 その結果、も 一九八三

ことが、 めに解約告知は必要不可欠ではない。本件では、このような事案にかかわる問題であった。 ては、賃貸人は、賃貸人の近代化の計画を、賃借人に対して、近代化措置の受忍に対する訴えによって貫徹することができる の変更のもとでも、 ていた本件住居が、ただ近代化されることになり、 や考えられることができないような変更をこうむったという事案は、同様に取り扱われなければならない。しかし、 BGB五六四b条二項三号にしたがった解約告知と対立しているのであり、したがって、賃貸人の計画を貫徹するた 非本質的に変更され、 本質的に維持されたままであるという事案は、異なって判断されなければならない。 特に、これまでの空間が、 その際に、支えとなる壁は維持されたままであり、 たとえ近代化作業の実行、 および、 それと結びつけられた利用 全居住平面が、 これらの事案におい 賃借され せいぜ

なりうるのであるから、 ないのであり、そのうえさらに、事情によっては、 もっぱら、 意図された近代化作業による困難さだけが解約告知理由ではないのである。。 当該住居の外で、賃貸人の費用にもとづいて、泊まる場所が必要不可欠と

賃借人は、受忍義務の実体的・形式的要件が認められている場合、

③ケルン地方裁判所一九八九年一月一二日判決は、賃貸人が、基本的な維持・近代化措置を実行するつもりであり、

さらに、 排除することができるという事案において、相当な経済的利用の妨げを理由とする住居使用賃貸借関係の解約告知を否定した。 築措置によって、本件住居が存在しなくなるわけではなく、賃借人らの受忍義務にもとづいて本件建物 地方裁判所は、 賃貸人の一定の建築措置が居住されていた状態の本件住居において実行されることができないとして (住居)の非採算性を

ŧ

そのような建築措置は、

本件住居の一時的な明渡しだけを正当化することができる、

と判断した。すなわち、次のような

論述であった。

当該賃借物に対する著しい影響をも受忍しなければなら

条二項三号の解約告知理由は存在しなかったからである。本件土地・建物の相当な経済的利用のための妨げは、 原告の本件解約告知は、 実体的な理由から有効ではなかった。というのは、主張されたところのBGB五六四b

筋道立てて申し立てられていなかった。

らない当該住居が、 当該使用賃貸借関係の終了についての正当な利益は、古くなった建物の近代化において、 改造によって存在しなくなる場合、受け入れられなければならない。しかし、原告は、被告らの本件住居 解約告知されなければな

が存在しなくなることが計画されたことを引き合いに出さなかった。

終了をともなわずに、本件賃貸空間の一時的な明渡しだけを進めることができるのである。 ことができるからである。原告が、 要不可欠な修復作業、 をともなわずにも、 いて実行されることができないという見解であった場合、原告は、賃借人らの受忍義務にもとづいて、 原告は、 これらの措置を実行することができる。というのは、原告は・・・・被告らの受忍義務にもとづいて、 基本的な維持・近代化措置を実行するつもりであった。 あるいは、許容しうる近代化措置によって、本件賃貸物の場合によってはあり得る非採算性を排除する すべての床と壁面の修復のような一定の措置は、 しかし、 居住されていた 原告は、 本件使用賃貸借関係の解約告知 (状態の) 本件使用賃貸借関係の 本件住居にお 79

住居、 ④フランケンタール すなわち、 一九八三年二月二六日付の書面による本件使用賃貸借契約をもって、 四つの部屋、 (プファルツ) 地方裁判所一九八九年一〇月一一日判決の事案の概要は、 台所、 浴室、および、トイレ、 ならびに、それに付属する地下室から構成されていた本件住居 F婦人から、 本件建物の 次のようであった。 階に所在する本件

西南学院大学法学論集 第五一卷 第二号 (二〇一八年 九月)

を、

一九八三年三月一日から一九八六年三月一日までの期間の間賃借した。その後、被告は、

引き続いて、本件賃借物の使用

て、 ならなかったし、それらの措置の実行は、本件住居の明渡しを不可欠なものにした、という理由であった。 新たに解約告知した。本件土地・建物の経済性を復元し、もしくは、 書面をもって、 を継続した。原告らは、本件土地・建物の取得によって、本件使用賃貸借契約に入った。一九八七年一〇月五日付の書面をもっ 原告らは、 一九八八年六月三〇日付で、本件使用賃貸借関係を解約告知した。さらに、一九八八年二月二日付のまた別 原告らは、 その前に意思表示された解約告知に関連して、 維持するためには、 一九八八年四月三〇日付で、 包括的な改造措置が行われなければ 本件使用賃貸借関係を 0)

要であり、 そのときに、 原告らによって意図された改造措置の実行のためには、 本件建物において、 被告のために住居を替える可能性が存在する、 せいぜいのところ、 被告の本件住居の一 と申し立てた。 時 的 な 明渡 l が必必

0) と判断し、 れることに依拠したが、このような解約告知理由の要件の存在は、本件事案において、証明されていなかったからである[、 れ 年六月三〇日付で行われた本件使用賃貸借関係の解約告知の後で、 解約告知は、 地方裁判所は、 九八八年四月三〇日付の解約告知もまた、 相当な経済的利用 BGB五六四b条二項三号にしたがって、本件使用賃貸借関係が維持される場合に相当な経済的利 結論として、「被告の本件控訴は、 の妨げを理由とする住居使用賃貸借関係の解約告知を否定した。 なお許されたのかどうかという点は、 理由づけられていた。一九八七年一〇月五日付の書面をもって一九八八 同じ理由に依拠したところの一九八八年二月二日付で行わ 不確定でありうる。 というのは 崩 が妨げら 両 方

約告知を否定したことについて、次のように論じたのである。 その判 決理由において、 地方裁判所は、 本件事案において、 相当な経済的利用の妨げを理由とする住居使用賃貸借関係の解

「一九八七年一○月五日付の原告らの解約告知の書面の内容にしたがって、 原告らは、 原告らによって取得された本件建物

の改造と修復を、今日の居住水準に対応するほどまで、すなわち、暖房装置、 浴室、および、機能を果たす能力のある配線

賃料の増額が、 が Ļ 配管が備えつけられるほどまで意図した。そのようないわゆる近代化を理由とする解約告知は、 今日の要求にしたがった居住の価値を確立するために、 当該近代化を受忍しなければならない場合、 改造されなければならない建物の非採算性を排除するために適切である場合、解約告知は許容できないのであ あるいは、受忍するつもりである場合、そして、 最後の手段である場合にのみ許容しうる。 当該解約告知が、 それに反して、 それから許容しうる 建物を維持 賃借人

る。

ころで、 り、 し、 存在しなくなったように変えられたところで、すなわち、修復作業によって、本件住居がかなり長い期間 これらの原則に対応して、 部分的に、 賃借人が、その社会的・経済的な立場にしたがって、改造された居住用建物の賃借人として真摯に問題にならなかったと 近代化を理由とする解約告知は、 証明されていなかった。 浴室およびトイレを作りつけることによって、 許容しうると考えられている。 これらの要件は、 本件建物の平面図が、 部分的に、 解約告. 説明させていなかった の間居住できなくな 知された本件住 居が

ては は行き着かない。 あるところの措置にかかわる問題であった。 計 三画されたところの浴室の作りつけは、 画された近代化作業 賃借人が・・・・受忍しなければならないし、被告が、そのことを超えて、 原告らは、 ―供給配線・配管を新しくすること、 本件住居が当該作業の間かなり長い期間の間居住できないことを主張した。しかし、原告らは、 確かに、本件住居の様式の変更になるが、しかし、本件住居が存在しなくなることに したがって、改造・近代化を可能にするための解約告知は、 暖房装置およびトイレを備えた浴室を作りつけること―にお 特に供述したように、 受忍するつもりでも 必要ではなかった。

賃貸借関係の終了について原告らの正当な利益を理由づけないところの短期間利用できないことが考慮に入れられなければな 比較的長く利用できないことを明らかにしなかった。むしろ、 被告の否認にもかかわらず、このことを証明しなかった。計画された作業の述べられた範囲は、 当該作業を迅速に実行する場合、 せいぜいのところ、本件使用 説得力をもって、本件住居が

らなかった

示したし、そのときに、被告が、原告らの申立てにしたがって、場合によっては、住宅補助金を考慮に入れることができるこ まもなく完成される住居に一時的に住居を替え、 慮されないであろうことが想定されることはできなかった。 最後に、被告が、 被告の経済的な状況にしたがって、近代化され、それからより高価な本件住居の賃貸借の希望者として考 それから、 被告は、被告の聴聞において、すでに、本件建物の上階において 相当な価格において、 近代化された本件住居を引き受けることを

とがさらにつけ加わったのである」。

解約告知は許容しうると考えられていることを論じたのである。 経済的な立場にしたがって、改造された居住用建物の賃借人として真摯に問題にならなかったところで、近代化を理由とする 約告知は許容できないこと、②修復作業によって、当該住居がかなり長い期間の間居住できなくなり、賃借人が、その社会的 そして、それから許容しうる賃料の増額が、改造されなければならない建物の非採算性を排除するために適切である場合、 地方裁判所は、 右のように、①賃借人が当該近代化を受忍しなければならない場合、 あるいは、 受忍するつもりである場合、

⑤コーブレンツ地方裁判所一九九〇年一月八日判決の事案の概要は、次のようであった。

被告らは、本件建物のかつての強制管理人から、一九八七年一一月一日付の効力をもって、

本件住居所有権を賃借した。そ

の後、 原告は、一九八九年一月四日以来、本件住居所有権の所有権者となった。

なく、 は、 送電線をも新しくすることが、経済的な理由から考えられた。本件においては、よりささいな修繕作業が問題であったのでは らないことに、 本件住居所有権への供給が、 むしろ、本件住居により長くとどまることを不可能にしたところの建設現場が問題であった。 一九八九年三月三一日付の書面をもって、一九八九年六月三〇日付で、本件使用賃貸借関係を解約告知した。 本件解約告知の根拠を求めた。 石油からガスに切り替えられ、 議論の余地もなくなお機能しているところの今や二五年の期間を経た送水管と その理由から、 全部の暖房装置の配管が変えられなければな

払った。 は、 おける石油のふろ沸かし用ボイラーの煙突の連結を遮断した。それ以来、本件住居所有権において、給湯はなかった。 六月に、 一九八九年五月のはじめに、 月あたり三三八ドイツマルク三六ペニヒという合意された賃料のうち、二五七ドイツマルク八五ペニヒのみを支 暖房設備を石油からガスに切り替えるという意図において、 本件住居所有権の浴室に 83

その判決理由において、地方裁判所は、賃貸人によって実行されるところの当該建物 地方裁判所は、 結論として、相当な経済的利用の妨げを理由とする住居使用賃貸借関係の解約告知を否定した。 (住居) についての建築措置

(改造・

必要とした、と論じた。 その内容や費用が定かではないが、賃借人の受忍義務の範囲内の措置であり、 すなわち、 次のような論述であった。 時的な代替住居の調達のみを

借人の受忍義務についての規定) 原告によって意図された作業は、BGB五六四ト条二項三号にしたがった解約告知理由を形成するのではなく、むしろ、(賃 の意味における典型的な措置であった。本件住居所有権の状態に関する証人の尋問は必要で

場合によっては、対応する費用の見積もり、あるいは、計算書を添付して、あとづけることができるように説明されなかった からである。 はなかった。というのは、どのような具体的な措置がどのような作業の費用をともなって必要不可欠であったのかという点が、 同じ理由から、 本件住居所有権における措置に関する鑑定書を求めることもまた必要ではなかった。

定の作業が本当に明け渡された住居においてのみ可能であることになったことは未決定のままでありうるが、

時的な代替住居を調達しなければならないであろう]。

⑥エッセン区裁判所一九九六年一一月五日判決の事案の概要は、 次のようであった。

当事者間には、 本件住居を修復するために、一九九六年八月一日付で、 長年にわたる本件使用賃貸借関係が存在した。 本件使用賃貸借関係を解約告知した。被告は、一九九六年五月 原告は、 一九九五年七月一四日付の書面をもって、 被告に対

二六日付の書面をもって、本件解約告知に異議を述べた。

証明されていなかった」、と判断し、本件明渡しの訴えを棄却した。 五六四b条にしたがって、本件解約告知について賃貸人の正当な利益が必要であるが、賃貸人の正当な利益は、 区裁判所は、 結論として、「本件訴えは、 理由づけられていなかった。 本件においては・・・ ・解約告知のために、 原告によって B G B

るという事案において、 その判決理由において、 賃借人の受忍義務の範囲内の措置である、 区裁判所は、 当該住居の修復措置によって、賃借人の当該住居の利用がおよそ五ヶ月の間妨げられ と判断した。すなわち、 次のような論述であった。

層だけのガスの暖房装置を作りつけ、送水管を新しくすること等々)。このことは、およそ五ヶ月を要するであろう。この期 原告は、本件住居の明渡しを請求した。というのは、原告は、 本件住居を修復するつもりであったからである(特に、階

間 『の間、 本件住居は利用できなくなる。・・・

たがって・・ 争の事案は、 という点は、 できるからである。賃借人が一時的に退去するのかどうかということ・・・・から、賃借人がどのような結論を引き出すの 義務づけられ、 ける・・ 忍義務についての規定) する特別な規定を生ぜしめた場合、 当該解約告知についての賃貸人の正当な利益は、 ・・建築作業のために、賃借人の受忍義務を理由づける。これらの規定にしたがって、賃借人は受忍することだけを というのは、 完結的に 賃借人のことがらである。・・・・したがって、賃貸人の側における修復作業を機縁として生じうるところの紛 それに反して、賃貸人の解約告知権は認められない。賃貸人の解約告知権を認めることは、 解約告知権にとって、 (賃借人の受忍義務についての規定) に見て取られなければならない。これらの規定は、賃借人の住居に関係するところの賃貸人の側にお 賃借人が受忍することを義務づけられている場合、 受け入れられることはできない。 もはや余地はないのである」。 体系的な解釈にもとづいて、すでに、 によって規定されていることから出発されなければならない。 そのような特別な規定は、 賃貸人は、 妨げられることなく、 B G B が、 本件において、 対応する紛争の事案に関 また、 当該作業を実行 (賃借人の受 必要不可欠 か

85

2 解約告知が肯定された裁判例

.

妨げを理由とする住居使用賃貸借関係の解約告知を肯定したところの下級審裁判所の裁判例を、 当該建物 (住居) についての建築措置 (改造・近代化等) という類型に関する裁判例において、 その判決・決定年月日の 相当な経済的利用 順に 0

巻 第二号 (二〇一八年 九月)

西南学院大学法学論集

第五一

考察しておきたい

第一に、ゲルゼンキルヘン区裁判所一九七四年八月七日判決をみておきたい。

【62】ゲルゼンキルヘン区裁判所一九七四年八月七日判決[8]

[事案の概要と経緯

被告は、 原告らの本件建物の三階に所在するところの二つの空間から構成されていた本件住居を賃借していた。

本件建物の上階は、全部で七つの空間と階段室にあるひとつの共同トイレから構成されていた。全部で七つの空間において、

一九五六年以来、本件住居に居住していた。

に、ひとつの台所とひとつの浴室が設備されるというやり方において分割されることになった。台所と浴室のために必要な設 持っていた。その場合に、被告の二つの空間は、当該両方の空間に、そのつど、残存する二つの住居統一体のそれぞれのため 三つの空間のひとつの住居統一体、および、二つの空間の二つの住居統一体が存在した。七つの空間には、台所も浴室もなかっ 原告らは、これまで存在していた三つの住居統一体を、 二つの住居統一体が生じるというやり方において分割する計画を

修復が可能であった。本件建物の諸々の住居の状態は、今日妥当する水準に対応して本件建物の諸々の住居を近代化すること る場合、 著しい経済的な不利益が原告らに生じることに依拠した。本件建物は、堅固な古くなった建物であり、 本件使用賃貸借関係を解約告知したが、それについて、原告らが本件住居の修復作業・近代化について妨げられ 備は、

被告の空間にだけ取り付けられなければならなかった。

は、 を要求した。将来において、台所と浴室を備えずに諸々の住居を賃貸借することは、ますます困難になるであろう。この点で 修復し改造することが必要不可欠であった。その他の点では、 原告らは、 被告に対し、さらに、準備された住居への転居

それに加えて、場合によってはあり得る修復費用もしくは修復作業を引き受けることを提案した。

[判決理由

えを認容した。

を実行し、

区裁判所は、 結論として、 相当な経済的利用の妨げを理由とする住居使用賃貸借関係の解約告知を肯定し、 本件明渡しの訴

その判決理由において、 区裁判所は、 賃貸人であった原告らが本件使用賃貸借関係の終了について正当な利益を有したこと

「本件訴えは、理由づけられていた

について、次のように論じたのである。

造は、 論 ていた。 について正当な利益が存在する。三階の本件住居が、衛生設備、もしくは、台所を備えていなかったことは、 当該土地 の余地もなかった。 原告らには 公的な利益にもかなっていた。 将来においても、賃貸借は本件住居が一般的な水準に対応する場合にのみ可能であることが、原告らに認められなけ ・建物の相当な経済的利用について妨げられ、それによって、著しい不利益を被る場合、 解約告知の理由が当然帰属すべきものであった。・・・・賃貸人が、 本件建物の諸々の住居は、 諸々の住居が台所、 時宜を得た諸々の必要にもはや対応していなかった。 浴室、 および、 トイレを施されていることは、 当該使用賃貸借関係の継続によって、 当該使用賃貸借関係の終了 計画されたところの改 公共の利益にかなっ 当事者の間で議

西南学院大学法学論集

第五一巻

ればならなかったのである」。

事案において、 |裁判所は、右のように、時宜を得た諸々の必要にもはや対応していなかったところの本件建物の諸々の住居が、台所、浴 トイレを備えつけられるというように改造・近代化され、当該建築措置によって賃借人の本件住居が取り除かれるという 相当な経済的利用の妨げを理由とする住居使用賃貸借関係の解約告知が正当化されることを論じたのである。

第二に、シュトゥットガルト地方裁判所一九八九年九月二八日決定をみておきたい。

【63】シュトゥットガルト地方裁判所一九八九年九月二八日決定⁽⁸⁾

[事案の概要と経緯]

原告は、 本件建物に所在するところの遮断されていない二つの住居 (本件住居) の所有権者かつ賃貸人であり、 被告らは、

原告は、一九八七年一○月一五日付の書面をもって、BGB旧五六四b条二項三号にしたがって、本件使用賃貸借関係を解

一九八五年以来、本件住居の賃借人であった。

物の不適切な実体にもとづいて緊急に必要であった。意図された作業が実行されるときにのみ、 けのために、原告は、 約告知した後で、本件訴えをもって、被告らに賃貸されていたところの本件住居の明渡しを請求した。本件解約告知の 本件建物を根本的に改造し、近代化することを意図したことを引き合いに出した。このことは、 本件土地・建物の経済的な利 本件建 ?理由づ

原告は、 計画されたところの改造・近代化措置の実行は、 被告ら、および、被告らの成人した子供らによって利用された本 用

は可能であった

件住居が明け渡されている場合にのみ可能である、と主張した。 にも利用されることはできなかった。このような理由から、 安全という理由から利用されることはできなかったし、さらに、階段がなく、水・電気・ガスの接続が欠けていたため 当該近代化・改造作業の間ずっと、 特に、 当該建築期間の間ずっと、屋階、 被告らが本件建物の内部で移 および、二階は、す

区裁判所は、次のように論じることにより、本件明渡しの訴えを認容した。

可能ではなかったのである。

動させられることもまた、

造され、 て賃借されていた本件住居が明け渡されている場合にのみ可能であった。このような場合においてのみ、 とを意図した。原告によって意図された改造・近代化措置の実行は、鑑定人の鑑定書から判明したように、 六三:三三平方メートルと五五・○七平方メートルの、三つの部屋から構成されたそのつど遮断された二つの住居を作り出すこ い二つの住居(本件住居)に近代的な衛生設備(台所、 原告が反論されることなく申し立てたように、原告は、現在被告らによって居住されていたところのこれまで遮断されていな も肯定される。すなわち、 五六四b条二項三号の解約告知の要件は、賃貸人が採算性という理由から賃貸物を次のように近代化するつもりである場合に の提出によって証明されていたように、 古くなった本件建物の意図された改造、および、対応した近代化は、 このことから、 近代化されうるであろう。さらに、当該改造・近代化措置の間ずっと本件建物に賃借人らがとどまることは、 当該賃借住居がその存続において打撃を与えられるほどである。 狭い住居に分割されることであろうと、 BGB旧五六四b条の意味における正当な解約告知理由を意味した。 浴室、および、トイレ)に関する配線・配管を備えつけ、そこから、 他の住居とともにより広い住居にまとめられることであろ 原告によって意図され、対応して許可された建築申請 本件において、 事案はそうであった。 経済的に有意義に改 現在被告らによっ 特に、 B G В 旧

建築技術的な観点から、 および、安全という理由から可能ではなかった。

た本件建物をその実体において維持し、近代的な賃貸借の水準に適合させることにだけ用いられたことが見て取られなければ きなかった。すなわち、 賃貸物は現在より採算の合うものであることを引き合いに出した限りで言えば、 被告らが、それに対して、原告は意図された改造・近代化措置を実行しない場合に著しい不利益を被らないし、 この関連において、原告によって意図された改造・近代化措置は、 結果において、このことに従われることはで まさしく、一八一二年に建築され 本件

[決定理由

ならなかった。

こともなかったという事案において、区裁判所の判断を是認した。すなわち、次のような論述であった。 に改造することが必要であり、当該広範な建築措置によって、賃借人らが本件建物において居住を継続することは可能ではな 地方裁判所もまた、すでに一五〇年を超えて古くなった本件建物に所在する本件住居を近代化し、空間的に遮断された住居 少なくとも四ヶ月ないし五 ヶ月の建築期間 この間、 賃借人らを他の方法で別の場所に宿泊させることが賃貸人に要求できる

なかった破損の様子をともなう木の枠組みにおけるすっかり湿った壁の領域に関係した。屋階に浴室を取り入れるためには、 装置を除いて、 に関する近代化の必要は、 "すでに一五○年を超えて古くなった原告の本件建物の二階および屋階に所在する被告らによって賃借されていた本件住居 全体として古くなった供給の配線・配管、 区裁判所によって、 的確に確認されていた。このことは、 浴室がないこと、 および、現在建築技術的になおきれいにされてい いずれにせよ、すでに新しくされた暖房

屋根窓を備えて本件建物を引き続き改修することもまた、必要であった。認識できるより大規模な範囲において必要不可欠な

全部で五人の成人した人々がある被告らの家族において、当該措置の実行が、原告にとって、経済的な費用をともなって実際 被告らを短期間他の方法で―たとえば、完全にホテルに―宿泊させることが原告に要求できることもなかった。 に対して、被告らの攻撃は、説得力のあるとは思われなかった。最後に、少なくとも四ヶ月ないし五ヶ月の建築期間において、 被告らに要求できなかったことを、すでに第一審において求められた鑑定人の鑑定書が、説得力をもって明らかにした。これ 能ではなかったし、生命にとっての危険のために、ならびに、予期されなければならない不潔なものと騒音の厄介のためにも、 日 時に行うつもりである場合、このこともまた、原則として、ことがらに適合した原告の計画策定を意味した。このことは、今 近代化措置において、原告が、この機会に、ただちに、二階および屋階において空間的に遮断された住居を作り出すことを同 般に通常の状態にも対応した。対応して広範な建築措置において、被告らが引き続いて居住することは、 建築技術的に可 このことは、

三 第三に、デュッセルドルフ地方裁判所一九九一年四月三〇日判決をみておきたい。 に不可能になったことを意味したであろう」。

【64】デュッセルドルフ地方裁判所一九九一年四月三○日判決釒

[事案の概要と経緯

西南学院大学法学論集

第五一巻

第二号 (二〇一八年

九月)

年三月一日付で、本件使用賃貸借関係を解約告知した。原告らの本件解約告知は、次のような理由にもとづいていた。すなわ 原告らは、本件建物に所在する本件住居を被告らに賃貸していたが、一九八九年一一月二九日付の書面をもって、一九九〇

様式を新たな住居と取り替え、 本件使用賃貸借関係の継続は、 賃貸借の可能性を改善し、長い間よりよい利回りに至るために、本件建物に所在する本件住居 本件建物の完全な改造にとって妨げになっていた。当該改造によって、古くなった住居の

[判決理由

が改造されることになった。

当然帰属すべきものであった。 九九〇年三月一日付で、 方裁判所は、 結論として、「原告らには、 有効に終了させられていたからである。(戦)と判断し、 というのは、 本件使用賃貸借関係は、 被告らに対して・・・・本件賃貸物の返還もしくは明渡しに対する請求権が 一九八九年一一月二九日付の本件解約告知によって、 本件明渡しの訴えを認容した。

その判決理由において、 地方裁判所は、はじめに、本件解約告知の形式的な有効性について、次のように論じたのである。

告知は、 . 区裁判所によって主張された見解に反して、一九八九年一一月二九日付の書面をもって意思表示されたところの本件解約 BGB五六四b条三項の意味における有効な解約告知の意思表示について立てられなければならない要件を満たして

15

た。

接に明らかになるのではなく、 賃貸人によって個別的に当該解約告知の意思表示において説明されなければならないことは、BGB五六四b条三項から直 むしろ、 解約告知の意思表示一般の意味と目的、 ならびに、そのつど主張された当該解約告知

の理由に立ち戻って、定められなければならない。

人が当該解約告知を支えている賃貸人の考慮をあとづける状態に置かれるという点に見て取られなければならないことを的確 区 |裁判所は、この点では、 BGB五六四b条三項において立てられたところの解約告知理由の申立ての要件の意味は、 賃借

て、 利 5 である。 らすことができるという見解であることを認識させるところの意図された改造作業のため b条二項 益 書面において、場合によってはあり得る改造の前と後の収益状態に関する詳細な見積もりが要求される場合、 三号にしたがった解約告知という本件において存在する事案に関して、このことは、賃貸人が、当該使用賃貸借関係の終了後 崩 を意味するのかどうかという点に関して、情報を与えることができないからである。・・・・そのことから、 意図された改造作業の種類と範囲 にか この点では、 このことは、 かわる問題であるのかどうか、 三号の事案における解約告知の意思表示の有効性のためには、当該解約告知の書面において、計画された改造にお すでに、もっぱら短期間 当該賃借物の認識にもとづいて、 および、 および、 の利回りの見積もりだけで、 賃貸人が当該改造によってのみ当該土地 当該使用賃貸借関係の継続がこのことを顧慮して賃貸人にとって著しい 当該賃借物の状態に関する詳細が賃借人に周知であることもまた、全 計画された経済的な利用において、 の理由 ・建物の経済的に相当な利用をもた .が申し立てられる場合、 BGB五六四b条二項 過度に緊張させ 当該解約告知 他方において、 В 相当な経済的 G B五六四 十分 不利 他 0

93

西南学院大学法学論集

く

問題外であることはできな

ても、 15 0) かなり詳しい記述もまた、必要ではなかった。 ろ存在するところの改造を必要とする状態において保障されていないことを認識させたのである。 述 当該包括的な改造作業によって、 年数、 おいて、 原告らは、一九八九年一一月二九日付の本件解約告知の書面において、原告らが包括的な改造作業を実行することを意図し、 それぞれひとつの居住統 および、 確かに、『それとともに、本件土地・建物の所有権のなおこれ以上の筋の通った経済性が保障されている』、とだけ し か そのことから必要な改造の必要性を指摘した。 原告らは、 本件建物の年数に条件づけられた状態に向けての結びつきによって、このことが、 被告らがそのつど存在する空間の一部を賃借していたところの上階においても、 体が作り出されることを説明した。 というのは、 本件建物の状態は、賃借人としての被告らに周知であったからで 相当な経済的利用に関して、 原告らは、 これについての理由づけのために、 原告らは、 本件建物の状態についての 挙げられた本件書面 目下のとこ 屋階にお 本件建物 15

意図された改造作業の種類と範囲、 解約告知に対する賃借人の法的防御を整えるという可能性を維持することになること、 に置かれることであり、 ならないこと、②解約告知理由の申立ての要件の意味は、賃借人が当該解約告知を支えている賃貸人の考慮をあとづける状態 解約告知の意思表示一般の意味と目的、 地方裁判所 |居使用賃貸借関係の解約告知の意思表示の有効性のためには、 は、 右のように、①賃貸人によって個別的に当該解約告知の意思表示において説明されなければならない 賃借人は、 当該解約告知の正当さを熟考し、 および、賃貸人が当該改造によってのみ当該土地・建物の経済的に相当な利用をもたらす ならびに、そのつど主張された当該解約告知の理由に立ち戻って、定められなければ 当該解約告知の書面において、 賃借人自身の法的地位を確定し、 ③相当な経済的利用の妨げを理由とす 計画された改造において、 場合によっては、

ことができるという見解であることを認識させるところの意図された改造作業のための理由が申し立てられる場合、十分であ ることを論じたのである。

満たされることについて、 さらに、 地方裁判所は、 相当な経済的利用の妨げを理由とする住居使用賃貸借関係の解約告知のための実体上の要件もまた

BGB五六四b条二項三号にしたがって解約告知する権限が付与されていた。

次のように論じたのである。

В GB五六四b条二項三号にしたがって、当該使用賃貸借関係の継続が、 相当な経済的利用の妨げになっている場合、 解約

賃貸人が、包括的な改造を意図し、

賃貸されていた住居が、これによって、

存在しな

告知が許容しうる。

このことは、特に、

当該使用賃貸借関係の継続によって当該改造について妨げられる場合、著しい不利益を被ることである。 くなる場合、そうでありうる。しかし、このための要件は、賃貸人が、当該改造をもって、相当な経済的利用を得ようと努め、

ができないし、 著しい不利益 経済的な利用の相当性に関して、もっぱら・・・・経済性の比較する見積もりだけが考慮に入れられるときに の存在が、 裁判例および文献の一部において、 住居が存在する状態において採算の合うように経営されること

のみ肯定される限りで言えば、当部は、このことに従うことはできない。

に適合させるためには、 本件事案のように、まさしく古くなった建物の改造の事案において、今世紀のはじめに作り出された当該住居を今日 しばしば、 著しい費用を費やすことが必要である。これらの事案において、賃料収入によって、 の 短期 心要

間に、 括的な改造がなされないままであり、 投入された自己資本についての・・・・相当な利回りに達することは、 (賃借人の受忍義務についての規定)にしたがって賃借人によって受忍されなければな 経験上、 通常、 全く可能ではない。しかし、包

料を、 において、まさしく、 人に維持されたままであるというやり方において、古くなった建物を改造する可能性もまた認められなければならない。 て、 むことのできなくなり、 らない改良作業だけが行われるならば、このことが一般に可能である限りで言えば、これほどに時代遅れの住居が、 たとえ賃貸人がこれにしたがってまず第一に利回りを獲得しないとしても、 しかし、 当該賃貸空間 当該建物の存続、 当該改良作業とともに賃貸可能になるという危険が存在する。そのことから、 の現在の設備と荒廃した状態に対応した賃料を得るとき、不相当な経済的利用を意味しないとい および、当該建物の実体の存続が問題であるならば、 賃貸人の所有権の存続が将来においても賃貸 賃貸人は、 賃貸人には、 確かに、 わずかな賃 中期間住 原則とし

らは、 n とになることを申し立てた。 めて住居が作り出されることになった。さらに、原告らは、反論されることなく、これまで存在しなかった暖房装置、ならびに、 えなかったからである―ことが明らかになった。 されていなかった屋階の一部に関しては、賃貸可能性をようやく確立する―というのは、 要に当該空間を適合させることにだけ役立つのではなく、むしろ、 うことが指示されることはできない の階層にひとつの居住統 原告らの反論されていない申立てから、原告らによって計画された改造作業は、 その他の点ではすでにさきに挙げられた作業の範囲から明らかになることであるが、当該改造が行われない場合、 浴室が作りつけられ、 一体が作り出される場合にのみ有意義に実行されうることは、 そのつど七八平方メートルのひとつの階層におけるこれほどに範囲の広い作業が、 上階および屋階における全部の電気配線、 若干のフロア、したがって、 同時に、 当該空間の一部、 屋階におけるこれまでの倉庫においては、 現代の高められた使用賃貸借につい および、 理解できると思われた。 それらの空間 存在する水道管が新しくされるこ すなわち、 は固 被告らによって賃借 有の水道の接続さ 同 時にそれぞ ての必 はじ

らの住居が居住できなくなり、賃貸できなくなるという危険が存在することをも証明した。

が、 このような広範囲の改造は原告らがその前にあまりに大きな修繕の停滞を生じさせたという理由でのみ必要であったこと 原告らに対して抗議されることもできなかった。というのは、原告らは、 一年半前に相続開始によってはじめて本件建物

の所有権者になったからである。

危険にさらされた住居の意味のある維持の事案にかかわる問題であるという見解であった(釒) それに従って、当部は、本件においては、買い得の住居の『・・・・近代化』の事案ではなく、むしろ、その存続において

たとえ賃貸人がこれにしたがってまず第一に利回りを獲得しないとしても、賃貸人の所有権の存続が将来においても賃貸人に 97 維持されたままであるというやり方において、古くなった建物を改造する可能性もまた認められなければならないことを論じ れる必要があり、まさしく、当該建物の存続、および、当該建物の実体の存続が問題であるならば、賃貸人には、 地方裁判所は、 右のように、今世紀のはじめに作り出された当該住居を今日の必要に適合させるために広範囲の改造が行わ 原則として

兀 第四に、 ノイシュタット・アン・デア・アイシュ区裁判所二○○七年七月五日判決をみておきたい。 たのである。

【65】ノイシュタット・アン・デア・アイシュ区裁判所二○○七年七月五日判決[誓]

[事案の概要と経緯

西南学院大学法学論集 第五一巻 第二号 (二〇一八年 九月)

ていた。 五七三条二項三号にしたがって、 すなわち、 本件建物に所在する本件住居を被告に賃貸していたが、二〇〇五年一〇月二六日付の書面をもって、 原告らは、 不適切な状態にあった本件建物の根本的な改造・近代化を計画したが、 本件使用賃貸借関係を解約告知した。原告らの本件解約告知は、次のような理由にもとづい 当該建築措置によって、 B G B

[判決理由

本件住居が存在しなくなるという理由であった。

させた(BGB五七三条一項、二項三号)」、と判断し、本件明渡しの訴えを認容した。 べきものであった。二○○五年一○月二六日付の原告らの本件解約告知は、 区裁判所は、 結論として、「原告らには、 被告に対して・・・・本件住居の明け渡された返還に対する請求権が当然帰属す 当事者の本件使用賃貸借関係を法的に有効に終了

その判決理由において、区裁判所は、はじめに、本件解約告知の形式的な有効性について、

べられ、 のは、本件解約告知の理由は、十分に明確かつ具体的に述べられていたし、被告による再検討を受け入れやすかったからである。 立証について過度の要求が立てられてはならない。意図されたところの近代化作業は、個々の専門業種に関して、 「二○○五年一○月二六日付の本件解約告知の書面は、 説明を加えられていた。 その場合に、大規模な本質の近代化にかかわる問題であることは、 BGB五七三条三項の形式についての要件に対応してい その豊かさと範囲にもと 詳細に述 という

によって存在しなくなること(そのうえさらに、計画をもって裏づけられた)、および、原告らが、 原告らがBGB五七三条二項三号を引き合いに出したことは、明確に述べられたし、全く同様に、 被告は唯一居住し続けて 被告の本件住居が、それ づいて、

容易に明らかであった。

98

次のように論じたのである。

いる賃借人であったから、本件土地・建物の経済的な利用について妨げられていたことは、 それとともに、BGB五七三条三項にしたがった形式についての要件を十分に充足したのである。。 明確に述べられた。

ならないことを論じたのである。 住居が、 ていたし、大規模な本質の近代化にかかわる問題であることが、その豊かさと範囲にもとづいて、容易に明らかであり、 区裁判所は、 当該建築措置によって、存在しなくなることが明確に述べられていた場合、立証について過度の要求が立てられては 右のように、意図されたところの近代化作業が、 個々の専門業種に関して、 詳細に述べられ、 説明を加えられ

たされることについて、 区裁判所は、 次のように論じたのである。 相当な経済的利用の妨げを理由とする住居使用賃貸借関係の解約告知のための実体上の要件もまた満

借関係の解約告知について正当な利益を証明することができたからである。

原告らの本件解約告知は、

有効であった。というのは、

原告らは、

について妨げられ、賃貸人らが、著しい不利益を被る場合、許容しうる。 利用についての解約告知は、本件使用賃貸借関係の継続において、賃貸人らが、本件土地・建物の経済的な利用

経済的な利用については、当該賃貸物に内在する価値を実現することが考えられてい

権という基本権は、 BGB五七三条二項三号の規定は、 原則的には、賃借人の占有権を保護するところの社会的な拘束を義務づけられている 基本法一四条にしたがった賃貸人の所有権という基本権の現われであり、 賃貸人の所有

したがって、BGB五七三条二項三号は、賃貸人の所有権を制限し、最終的に、所有権の社会的な拘束の表現であり、その

BGB五七三条二項三号にしたがって、本件使用賃貸 99

ことから、賃貸人にとっての相当な経済的利用がそうでなければ可能ではない場合にのみ、解約告知を許容する。

もっぱら当該土地・建物が賃貸されているという事実だけで、それ自体、 経済的な利用の妨げであると考えられることはで

きない。

本件事案において、 原告らは、本件土地・建物を、八万ユーロの価格で取得し、 当該金額を他人の資金で出資しなければな

らなかった。

原告らが、利息だけを支払い、どんな償却の弁済ももたらさず、利息 (慎重に見積もられ、きわめて有利な状況におい て)が、

年あたり二パーセントであることから出発すると、このことから、原告らにとって、月あたり一三三ユーロ三三セントの負担

が判明した

の仕事等々のための費用

―通例の、

さらに、原告らにとって、月あたり、 なお、 電気、 給水、 暖房装置、 煙突掃除夫、土地税、 ごみ処理、 建物の清掃、 · 管理人 100

そして、そのように古くなった建物において通常いっそう生じるところの比較的小さな修

繕を全く度外視して―がつけ加わった。原告らは、なお存在していた賃借人であった被告に、それらの費用を割り当てること

さえできなかった。というのは、被告の賃料は、一括して、付帯費用をも含めて合意されていたからである。

当裁判所は、 慎重に、 月あたりの費用は、資金調達をも含めて、原告らにとって、およそ三〇〇ユーロであるといってよい

だろうこと、 それとともに、 月あたりの賃料収入の三倍に達することを見積もった。

また、 原告らが、修復をともなわずに、本件建物に所在するところの空いていたまた別の五つの住居を賃貸した

ことによっても、本件土地・建物を相当に利用できたであろうことを指示されることもできなかった。

いて、 方の住居市場において、はるかによりよい住居が有利な価格でも入手可能であるからであるが、原告らは、 このことがきわめて困難に展開するであろうことを度外視して、というのは、提出されたところの本件建物の写真にもとづ 本件建物および諸々の住居もまた、ほぼ近代的な居住関係に適合していないし、 当裁判所の経験にしたがって、 本件建物の

各々に関して、 た実体のために、きわめてわずかな賃料収入だけを獲得するであろうことから出発しなければならなかったであろう。 それ以外の住居は被告の本件住居よりもより広かったのであるから、 倍の収入を、 したがって、最大限およそ一〇〇〇ユーロを獲得することができたであろうが、 原告らは、場合によっては、それ以外の五つの そのときに・・・・ 住居の

消耗に依存する付帯費用もまた著しく上昇したであろう。

それ以外に、原告らは、新たな賃借人らが、本件建物の不適切な状態のために、

修復を訴えることを考慮に入れなければならなかったであろう。 、 その うえ 101

賃料の減額を主張し、

あるいは、

現在の状態において、本件土地・建物の経済的な利用は可能ではなかった。というのは、 原告らは、本件土地

適切な利用を引き出すことができなかったからである。

このことを認識し、 その理由から、 およそ一五万ユーロの投資総量をともなう本件建物の根本的な改造を計画し

たのである。

当裁判所は、そのような改造が・・・・真摯に計画されていたことを確実に確信している。

被告は、ただ立証されることなく、不知をもって、このことを否認した。

西南学院大学法学論集 第五一巻 第二号 (二〇一八年 九月)

原告らは、 詳細に、すべての建築措置を記述し、 屋階の平面図の変更のための計画をも提出した。

このことが口実にされていただけであることは、明らかでない。

本件申立ては、 それ自体において論理的で、 詳細で、 そして、 当該改造の経過の 記述において、 筋の通り、 あらゆる観点に

おいて、あとづけることができるものであった。

本件改造・近代化によって、被告の本件住居は、 存在しなくなる。というのは、被告の本件住居は、 狭く、 その結果、

な衛生設備 および、 台所を作りつけることは、ほとんど有効に遂行されることができなかったからである。

当裁判所は、 本件改造は、 一年までのかなり長い期間を要求することからも出発した。

そのときに、本件改造作業の様式と範囲にもとづいて、『居住しての』やり方は除外され、 居住されていない状態における

改造だけが考慮された。

慣習になっている休暇用住居における一日あたり二○ユーロに対応する)をもって、代替宿泊所を被告に出資し、 当該期間の間、 社会的に適合し、 より穏やかな措置という意味において、 月あたりおよそ六〇〇ユーロ の費用 (その地方で

使用賃貸借契約を―被告が、その場合、 本件建物に所在する、より広く、より高い住居にだけ入居することができたことに関

し 場合によっては変更された条件をともなって―継続することもまた、原告らに要求されることはできなかった。

当該経費は、 獲得できる収益に対して、明らかな不均衡となったであろう。 引き続いて被告から獲得されうる賃料は、 明ら

かに、 代替宿泊所の月あたりの費用を下回ったであろう。

それに加えて、 被告がより高い賃料を支払うこともまた、 期待されることはできなかったであろう。

被告は、二〇〇六年八月二八日付の書面をもって、現在の賃料が被告の経済的な給付可能性に対応することを説明した。

被告は、 より高い賃料を支払う心構えもないし、そうする能力もないことが、 想定されなければならなかった。

この理 亩 「から、 原告らは、 将来においても、 本件土地・建物の経済的な利用について妨げられていた。

というのは、

原告ら

は、被告から、相当な賃料を獲得しないだろうからである

しかし、 所有権の社会的な拘束は、個々の私的な所有権者が費用さえ満たさない賃料で必要な人に住居を委譲するように義

務づけられているほど広く及ぶことは決してできない。

たであろう。当該個人は、それによって、過大に、社会のその他のすべての構成員と同じように持分に応じてだけではなく、 私的な個人が、 通常は社会の連帯共同社会が支えなければならなかった危険を負担するように義務づけられ

負担がかけられたであろう」。

あとづけることができるものであったこと、④当該改造によって、賃借人の本件住居は、存在しなくなること、 申立ては、 ために、 に本件建物に所在するところの空いていたまた別の五つの住居を賃貸した場合にも、賃貸人らは、本件建物の疲弊した実体の 口であるといってよいだろうこと、それとともに、 年までのかなり長い期間を要求し、当該改造作業の様式と範囲にもとづいて、居住されていない状態における改造だけが考 区 .裁判所は、右のように、本件事案において、①月あたりの費用は、賃貸人らにとって、資金調達をも含めて、およそ三〇〇ユ きわめてわずかな賃料収入だけを獲得するであろうこと、③本件建物の根本的な改造は真摯に計画され、 それ自体において論理的で、詳細で、そして、当該改造の経過の記述において、筋の通り、 月あたりの賃料収入の三倍に達すること、②賃貸人らが修復をともなわず あらゆる観点において、

西南学院大学法学論集

第五一巻

第二号 (二〇一八年

は、 合、相当な経済的利用の妨げを理由とする住居使用賃貸借関係の解約告知のための実体上の要件もまた満たされることを論じ とは決してできないことを考慮し、 き続いて、使用賃貸借契約を継続することもまた、賃貸人らに要求されることはできなかったこと、⑦所有権の社会的な拘束 慮されたこと、⑥当該改造作業の期間の間、 個々の私的 な所有権者が費用さえ満たさない賃料で必要な人に住居を委譲するように義務づけられているほど広く及ぶこ 原告らがおよそ一五万ユーロの投資総量をともなう本件建物の根本的な改造を計画した場 月あたりおよそ六○○ユーロの費用をもって、代替宿泊所を賃借人に出資し、引

3 解約告知が否定された裁判例

たのである。

に考察しておきたい の妨げを理由とする住居使用賃貸借関係の解約告知を否定したところの下級審裁判所の裁判例を、 続いて、 当該建物 (住居) についての建築措置 (改造・近代化等) という類型に関する裁判例において、 その判決・決定年月日の順 相当な経済的 利用

【66】ボン区裁判所一九七八年五月三日判決 (譽)

第一に、ボン区裁判所一九七八年五月三日判決をみておきたい。

[事案の概要と経緯]

て、 土地・建物の所有権を取得した。原告は、その後、 被告は、本件賃借住居の賃借人であったが、原告は、一九七七年一月三一日付の公証人が作成した売買契約をもって、本件 本件使用賃貸借関係を解約告知した。原告は、 一九七七年三月一日付、および、一九七七年一一月一〇日付の書面をもっ 本件解約告知の有効性のために、 BGB旧五六四b条二項三号の意味にお

[判決理由

ける正当な利益を引き合いに出した。

した。 ける正当な利益が原告に当然帰属すべきものであることを、 その判決理由において、区裁判所は、 区 「裁判所は、 結論として、「原告は、すでに、 相当な経済的利用の妨げを理由とする住居使用賃貸借関係の解約告知のための実体上 105 本件使用賃貸借関係の終了について、 論理的に説明しなかった」、 ^(←) BGB五六四b条 と判断し、 本件明渡しの訴えを棄却 一項三号の意味にお

原告が、 本件建物の現在の構造を、それとともに、被告の本件賃借住居の現在の構造をも本質的に廃棄するところの、 の要件が満たされなかったことについて、次のように論じたのである。

え申し立てなかったからである。それで、原告は、対応した着工可能な計画を展開しなかったし、まして、建築許可をもたら かった。 の当該措置は、 五○万ドイツマルクの範囲における本件土地・建物についての改造・近代化措置を計画した限りで言えば、計画されたところ かし、 というのは、 原告の当該意図は、 確かに、 原告は、これまで、なお、当該計画が、それらの公法上の許可の必要性を考慮して実現されうることさ BGB五六四b条二項三号の意味における本件土地・建物の他の方法での経済的な利用を含んでいた。 少なくとも現在、 本件使用賃貸借関係の終了について、 原告の正当な利益を含むことはできな

西南学院大学法学論集

第五一 巻

第二号 (二〇一八年

ついて、 たところの利用についての措置にもとづいて、明渡しの判決を下されることができないことは明らかであるからである 利用についての措置が実現できないものであることが明らかになるという可能性が存在する限り、 るためには、 13 第一に被告の明渡し義務の問題が明らかにされなければならないということを顧慮して、これらの措置を控えたことを引き合 すために、建築についての事前 に出すこともできなかった。 というのは、 BGB五六四b条の意味における正当な利益であることが明らかになるのかどうかという問題を検討することができ 裁判所は、 経済的な支出があまりに高かったにせよ、 当該計画策定の措置の詳細、 というのは、 の問 い合わせ、 計画されたところの原告の利用についての措置が、 あるいは、 ならびに、それらの措置の実現可能性を知らなければならないからであ 類似の措置を開始することもなかった。原告は、この点では、 あるいは、 必要な公法上の許可が与えられなかったにせよ、 本件使用賃貸借関係の終了に 建物の賃借人は、 計 画 [され

目的をもって住居所有権に分割されることになることが自然であった。 とはほとんど考えられないと思われ、 点をも申し立てなかった。 それで、 相当な経済的資金の償却が本件建物の引き続いての賃貸借によって行われることになるこ むしろ、 本件土地・建物がそれから売買されるか、 あるいは、 それらを売買するという

さらに続けて、

原告は、

原告の経済的な支出が、

用賃貸借関係の終了について正当な利益であると認める当該措置の能力に関して、賃貸人の側における経済的および個人的な 例および学説によって一般に認められたように、 利益を認めることを排除するのに対して、 後者の措置が、 すでに法律(BGB五六四b条二項三号三文)にもとづいて、 前者の利用についての措置に関しても、 裁判所は、 計画されたところの利用についての措置の審理において、 本件使用賃貸借関係の終了について、 重大な疑念が存在する。 というのは、 当該使 正当な 裁判

本件建物の改造と関連して、どのように償却されることになるのかという

関係を顧慮して、そのような措置の相当性をも考慮しなければならないからである。

五六四b条二項三号の解約告知の可能性は、 同じく、 しかし、 本件使用賃貸借関係の終了について原告の正当な利益は否定されなければならないであろう。 原告が、本当に、改造の後ただちに利益をもたらすように譲渡するためにだけ本件土地・建物を取得したならば、 建物の所有権者の投機的な収益を可能にするために役立つべきではないと認識で というの В G B

すべてのことから、 計画されたところの原告の改造措置は、 BGB五六四b条二項三号の意味における解約告知権を原告に

認めないことが出てくる。

きるからである。・・

たのである (45) ではなかった。 修繕措置を行うことを考慮した限りで言えば、これらの措置が何故被告の退去を結果として生み出すのかという理 ところの被告の受忍義務の枠組みにおいて、事情によっては、短期間の他の方法での泊まる場所を受け入れなければならなかっ 選択的に、これまでの状態において本件建物を売買すること、 特に、 修繕作業を実行することができたし、そのときに、被告は、 原告は、 (賃借人の受忍義務についての規定) の枠組みにおいて、被告との本件使用賃貸借 あるいは、現在の本件建物の構造を維持して純粋な (賃借人の受忍義務についての規定) 関 由 係 は が 明らか 継

は、 В GBの意味における正当な利益であることが明らかになるのかどうかという問題を検討することができるためには、 当該計画策定の措置の詳細、 ならびに、それらの措置の実現可能性を知らなければならないこと、②賃貸人は、賃貸人の 裁判所

X

裁判所は、

右のように、

①計画されたところの賃貸人の利用についての措置が、

当該使用賃貸借関係の終了について、

107

賃貸借関係の終了について賃貸人の正当な利益は否定されなければならないことを論じたのである。 経済的な支出が、当該建物の改造と関連して、どのように償却されることになるのかという点をも申し立てなければならない BGBの解約告知の可能性は建物の所有権者の投機的な収益を可能にするために役立つべきではないのであるから、 ③賃貸人が、本当に、改造の後ただちに利益をもたらすように譲渡するためにだけ当該土地・建物を取得したならば、 当該使用

第二に、ミュンヘン第一地方裁判所一九八○年六月二五日判決をみておきたい。

【67】ミュンヘン第一地方裁判所一九八〇年六月二五日判決(⑻)

[事案の概要と経緯]

が ツ 五つと半分の部屋から構成されていた本件住居を賃借した。 被告らは、一九七一年六月一四日付の書面による本件使用賃貸借契約をもって、原告から、本件土地・建物の一階に所在する ふたつの選択肢のひとつとして、同じ場所に新たな建物を再築するという意図をもって、取壊しのために本件建物を取得した。 :妨げられていたという理由づけをもって、本件使用賃貸借関係を解約告知した。被告らは、本件解約告知に異議を申し立てた。 新たな建物のための建築許可は、もうひとつの選択肢であった改造のための許可と同じく、 マルクであった。 原告は、一九七〇年に、本件土地・建物の所有権を取得した。 原告は、 一九七八年一二月一八日付の本件解約告知の書面をもって、 賃料は、 本件建物は、前世紀の古くなった建物であったが、原告は、当初、 当時、 付帯費用と暖房費を加えて、 本件土地・建物の相当な経済的利用 存在しなかった。原告は、改造 月あたり七三五ドイ

きなかった。というのは、 は少なくとも七五万ドイツマルクの費用を要するという見解であった。しかし、厳密な見積もりは、 建築費用も、 地方の建築委員会の命令も、 現在、予測できなかったからである。 現在、 作成することはで

[判決理由

貸借関係の解約告知のための実体上の要件が満たされなかったことについて、次のように論じたのである。 地方裁判所は、 本件明渡しの訴えを棄却したが、その判決理由において、相当な経済的利用の妨げを理由とする住居使用賃

よそ一万二千ドイツマルクの損失をやりくりした。 利息についての損失を見積もることなしに、自己資本に関して、 ればならないことから出発されなければならなかった。 書類の状況にしたがって、 原告は、 現在の本件土地 原告は、 ・建物の賃貸借をもって、 年あたり、 現在の事実の状況において、一九七五年ないし一九七七年に、 五千ドイツマルクの損失を、一九七八年には、 月あたり、 注目すべき損失を引き受けなけ お

的に見て妥当に実行できないことについても存在した。 必要な証拠の申出をともなう筋の通った申立ては、 賃借人らの退去をともなわない本件建物の修復が、 より高くなり、

専門

109

れた法律の状況を考慮して、生じたところの自己の土地・建物の変化の後、自己の土地・建物の判然たるよりよい経済的利用 よって相当な経済的利用について妨げられていることを引き合いに出す場合、 条二項三号にしたがって理由づけられた解約告知のための要件である。・・・・賃貸人が賃貸空間に賃借人が存在することに 復作業の実行後に、 しかし、原告は、 被告らの退去、および、計画されたところの原告のふたつの選択肢のひとつにしたがった改造あるいは修 より有利な経済的利用を達成するであろうことを証明しなかった。 賃貸人は、 しかし、このことは、 BGB五六四b条二項三号の認めら B G В 五六四

蓋然性の見込みだけにかかわる問題でありうるところの当該見積もりは、 要である。・・ か しろ建築費用の恒常的な値上がりに行き着くとだけいってよいだろう。しかし、この点では、 な変化がさらにつけ加わった。そのときに、 なお周知ではなかったという理 自分で、 が 、った。 達成されるであろうことを証明しなければならないのである。このことは、 通常の場合、 地方の建築委員会の側から、 この点では、 このために、 強におい 賃貸人によって、 見込まれる建築費用と賃料収益を考慮したところの、 て、 もっとも、 建築費用はなお見積もることができなかったことを指示した。 建築計画のために、どのような命令が予期されなければならないのかという点が 十分に筋の通った数字資料が申し立てられ、 建築費用の変化は、 賃借人らによる対応した否認において、 現在の諸関係にしたがって、 本件事案において、 賃貸人による経済性の見積もりが必 具体的な事実の資料は存在しな 証明されていたならば、 行われなかった。 引き下げよりは、 建築費用 0 恒常的 常に む

は、 ば、 もって、 かな金額における損失である。そうでなかったら、 にしたがって、さらに引き続き、 までの損失の減少もまた、 選択肢・二が用いられるかという点は重要でないが、 鑑定書を求めることによって解明されうるのである。 さらにまた長い間、 本件事案においては、 BGB五六四b条二項三号にしたがった注目すべき理由である。 裁判所によって、 賃貸人に損失が生じるとしても、 十分な根拠が申し立てられていなかった。 現にある高い損失が賃貸人に課せられたであろう。 真正の収益がいずれにしても獲得されることができないという理由づけを その場合に、 原告自身が、 そうである。しかし、これまでよりも、 当部の見解にしたがって、 計画された建築計画にしたがった自己の土地・建物の というのは、 選択肢 たとえ、 しか かなりの範囲におけるこれ が 計画されたところの改造 用 Ĺ 13 本質的によりわず られるか、 後者の 事案形成に あるい

算定に関して、

なお不明確であったからである]。

の妨げを理由とする住居使用賃貸借関係の解約告知に関する注目すべき理由にあたることを論じたのである。 人に損失が生じるとしても、 賃貸人による経済性の見積もりが必要であること、③たとえ、計画されたところの改造にしたがって、さらに引き続き、 済的利用が達成されるであろうことを証明しなければならないこと、②見込まれる建築費用と賃料収益を考慮したところの、 ることを引き合いに出す場合、賃貸人は、計画されたところの改造作業の実行後に、自己の土地・建物の判然たるよりよい経 地方裁判所は、右のように、①賃貸人が賃貸空間に賃借人が存在することによって相当な経済的利用について妨げられてい かなりの範囲におけるこれまでの損失の減少が生じる場合には、そのことは、 相当な経済的利用 賃貸

第三に、ベルリン地方裁判所一九八九年一月一九日判決をみておきたい。

るために、 事実関係の詳細は明らかでないが、賃貸人であった原告が、賃借人であった被告の本件住居と隣接する別の住居を統合させ 相当な経済的利用の妨げを理由として本件使用賃貸借関係を解約告知したという事案であった。

貸人の著しい不利益という要件を証明しなかった、と判断した。すなわち、次のような論述であった。 地方裁判所は、 当該建築措置もまた、本件土地・建物の相当な経済的な利用であることを認めたが、 しかし、賃貸人は、賃

て、 な空間として賃貸することが意図されていたことである。その理由から、 て居住された本件空間と、 「·····本件解約告知は、BGB五六四b条二項三号における規整を挙げ、明確に、次のことに依拠した。 本件土地・建物の相当な経済的利用について妨げられ、それによって、著しい不利益を被る。 かつての賃借人・Sの隣接する空間を、 再び、 原告は、被告との本件使用賃貸借関係の継続によっ 本来の建築上の構想に対応して統合させ、 すなわち、被告によっ そのよう

西南学院大学法学論集 第五一巻 第二号 (二〇一八年 九月)

BGB五六四b条二項三号にしたがった本件土地・建物の経済的な利用であると考えられなければならなかったこと、 原告によって計画されたところの、被告の本件住居をかつてのSの住居という隣接する空間と統合することは、

当該経済的な利用は、Sの住居の不十分な設備のために相当でもあったことから出発されることができる。

しかし、それ以外に、賃貸人が、当該使用賃貸借関係(本件においては、被告との本件使用賃貸借関係)

の継続のために、

当該経済的な利用が妨げられることによって、 い不利益を証明しなかったのである」。 著しい不利益を被ることが必要である。 しかし、原告は、 それにしたがって著

兀 第四に、 フライブルク地方裁判所一九八九年五月一一日判決をみておきたい。

【68】フライブルク地方裁判所一九八九年五月一一日判決

[事案の概要と経緯

締結した。 被告・一は、一九八七年二月二日に、原告らの前主 被告・一は、被告・二および三に本件住居を転貸借した。被告・二および三は、正当な転借人であった。 (民法上の組合) との間で、本件住居に関して、

本件使用賃貸借契約を

後、 原告らの前主は、一九八八年二月二九日付の書面をもって、被告・一に対して、本件使用賃貸借関係を解約告知した。その 原告らは、一九八八年五月六日以来、本件住居の所有権者であったが、原告らは、一九八八年九月一日付の書面をもって、

一九八八年一一月三〇日付で、本件使用賃貸借関係を解約告知した。

15 わち、 0) て、 らが連署したとしても、 書面から、 区裁判所は、 当該解約告知の有効性は、 当該解約告知においては、 これによって、 原告らの前主が、 本件明渡しの訴えを棄却した。一九八八年二月二九日付の解約告知は無効であったという理由であった。 著しい不利益を被ることは判明しなかった。 原告らの前主の解約告知にかかわる問題であった。締結された本件使用賃貸借契約の種類にしたがっ 本件使用賃貸借関係の継続によって、 BGB旧五六四b条二項三号によってはかられなければならなかった。 その頭書きから疑問の余地なく明らかとなったように、 本件土地・建物の相当な経済的利用について妨げられて たとえ現在の所有権者であった原告 しかし、当該解約告知 。すな

これに対して、原告らは、地方裁判所に控訴したのである。

[判決理由]

にしたがう」、 いたところの被告・一との本件使用賃貸借関係を終了させなかった。この点では、 告知にかかわる問題ではなかったという見解である」という立場に立ち、「一九八八年二月二九日付の解約告知は、存続して 二九日付の書面をもって意思表示された解約告知においては、 地方裁判所は、 と判断した。 結論として、 原告らの控訴を棄却したが、 はじめに、 原告らの前主の解約告知にかかわる問題であり、 「区裁判所の判決とともに、 当裁判所は、 区裁判所の判決の適切な理由 当部は、 一九八八年二月 原告らの解約

されたところの本件使用賃貸借関係の解約告知、 そのうえで、 地方裁判所は、「原告らによって一九八八年九月一日付の書面をもって一九八八年一一月三〇日付で意思表示 および、 控訴審において補助的に当該解約告知に依拠したところの明渡し・

西南学院大学法学論集

第五一

巻

第二号 (二〇一八年

返還の訴えもまた、根拠のないものであった」、と判断した。

すなわち、次のような論述であった。 件が満たされることを認めたが、しかし、賃貸人の著しい不利益という要件が満たされることは証明されなかった、と論じた。 げを理由とする住居使用賃貸借関係の解約告知のための理由として考慮されること、および、 その判決理由において、 地方裁判所は、本件事案において、 計画されたところの改造・近代化措置は相当な経済的利用の妨 経済的な利用の相当性という要

五六四b条一項および二項の意味における本件使用賃貸借関係の終了について原告らの正当な利益を理由づけることはできな 理由だけが考慮されることができる。しかし、一九八八年九月一日付の書面において申し立てられた解約告知理由は、 BGB五六四b条三項にしたがって、 「・・・・本件使用賃貸借関係には、BGB五六四b条の解約告知からの保護に関する規定が適用されなければならない。その際、 一九八八年九月一日付の原告らの解約告知の書面において申し立てられていたところの В G B

か

っった。

正の妨げを形成し、賃貸人が当該使用賃貸借関係の継続によって著しい不利益を被るという事案のために解約告知権を認める (BGB五六四b条二項三号) という法律上の選択肢は、住居使用賃貸借関係が土地・建物の相当な経済的利用のための真

BGB五六四b条二項三号に依拠した当該解約告知は、本件において、すでに(賃借人の受忍義務についての規定) の事案 ことによって、賃貸人の建物所有の経済性を維持することを賃貸人に可能にすることに用いられる。

が認められていたことからして、不成功に終わったのではなかった。賃借人が、維持と改善のための措置として(賃借人の受

ŧ 0) 成功に終わったのでもなかった。 ある場合に存在する。 当該解約告知は、 肯定されなければならない。・・ また、 このことは、 申し立てられた解約告知理由が、 相当な経済的利用は、 ・・原告らによって計画された近代化は、 意図された利用が、 原則として、 たとえば 本件住居の相当な経済的利用を意味しなかったことからして、不 . 計画された利用のやり方が賃貸人にとって経済的に意味 ・近代化措置のように、 相当な経済的利用を意味した。 公的な利益 に役立つ場合に

た解

一約告知理由として考慮されるのである。

は、 た。 続における状況と当該使用賃貸借関係の終了における状況との間の比較の計算書を作成しなければならない。 されないことか そのような不利益は、 かし、 画された業務の成果の妨げのような経済的な損失において存在する。賃貸人は、 BGB五六四b条二項三号の解約告知理由は、原告らが、本件使用賃貸借関係が継続し、 著しい 通常、 不利益が原告らに生じたことを説明しなかったし、 たとえば・・・ 当該使用賃貸借関係の存続におけるよりわずかな売買収益 証明しなかったことからして、 通常の場合、 当該使用 計画された近代化が実行 不成功に終わ 皿の獲得、 明渡し訴訟にお 賃貸借関係の継 あるい

ろの、 かし、 いて、 進資金の供与も、場合によってはあり得る全投資費用に対する関係も、たとえば、近代化措置の採算性に対する促進資金の影 迫っていたことである。 この点について、 申し立てられた唯一の経済的な観点は、 通常、 その際、場合によってはあり得る促進資金の規模も、 本件においては、完全に欠けていた。場合によっては著しい不利益の概念を満たすことができたとこ 自己の説明の負担の正当な評価のために、確認できる採算性の計算書を提出しなければならない。し 意図された近代化が実行されない場合に、 原告らの説明の負担を満たさなかったのである 消費貸借および(あるいは) ラントの建築促進資金の喪失が差し 補助金としての促

当該使用賃貸借関係の継続における状況と当該使用賃貸借関係の終了における状況との間の比較の計算書を作成しなければな 金の喪失が差し迫っていたならば、 らないし、 地方裁判所は、右のように、①近代化措置は、公的な利益に役立つ場合にも、相当な経済的利用を意味すること、②賃貸人は、 確認できる採算性の計算書を提出しなければならないこと、③意図された近代化が実行されない場合に建築促進資 場合によっては、著しい不利益という概念を満たすことができたことを論じたのである。

116

響も証明されていなかった。しかし、このことは、

五. 第五に、ハンブルク地方裁判所一九八九年六月三○日判決をみておきたい。

【69】ハンブルク地方裁判所一九八九年六月三〇日判決雲

[事案の概要と経緯

被告に対して、六つの部屋から構成されていた本件住居に関する使用賃貸借関係を解約告知した。 というのは、 原

本件明渡しの訴えを棄却した。これに対して、原告は、 本件住居を、二つの部屋から構成されていたところの三つの住居に改造するつもりであったからである。 地方裁判所に控訴したのである。 区裁判所は、

[判決理

由づけのないものであると判断した」、と述べ、本件明渡しの訴えを棄却した。 地方裁判所もまた、 結論として、「区裁判所は、正当に、 BGB五六四b条二項三号にしたがった原告の本件解約告知を理

用のひとつの形態であることを認めたが、しかし、賃貸人の著しい不利益という要件が満たされることは証明されなかった、 完結した住居が作り出されることになるという賃貸人によって意図された改造は、 由において、 次のような論述であった。 地方裁判所は、六つの部屋から構成されていた本件住居から、 確かに、 その都度台所と浴室を備えた三つの BGBの意味における経済的な利

利用 当部の見解にしたがって、このような確定を行うことができるために十分ではなかった。 条件での公的な助成資金をより狭い住居のためにだけ受け取ること、被告によって目下のところ支払われたところの八○○ド 明した。 済的な利用のひとつの形態を意味する。しかし、そのような形態は、当該利用が相当であることが明らかになり、 住居が作り出されることになるという原告によって意図された改造は、 被告によって賃借されていた六つの部屋から構成されていた本件住居から、 について妨げられた場合には著しい不利益を被る場合にのみ、 すなわち、 本件建物は当該改造によってだけ長期間賃貸借することが可能であること、原告はきわめて利息の有利な (原告に)解約告知する権限を付与する。 確かに、 その都度台所と浴室を備えた三つの完結した BGB五六四b条二項三号の意味における経 原告は、 この点では、次のように説 原告の申立ては

西南学院大学法学論集

第五一 巻

第二号 (二〇一八年

ことはないが、 越えて、 イ ツマルクという正味の暖房費抜きの賃料は極端に低かったこと、原告は、自己の計画を実現する場合に、確かに、 賃料額 しか の形成において社会的な賃料に拘束され、その結果、原告は、 Ų 長期的に、 当該改造によって実現されたところの本件土地・建物の所有権の 目下のところ置かれていた状況よりもよりよい 『鍛錬』 によって、 十年間を より

よい賃貸可能性に到達することであった。

が から構成されていた住居にかかわる問題であることを示していた。当部の経験にしたがって、 ひとつの仮定であった。本件住居の平面図は、 居は長期的に賃貸借することができなかったという原告の懸念は、 からである。 な収益をもたらす場合に、 れている場合にのみ肯定されることができた。 ことができるように認識させなかった。 存在する。これについて、近いうちに、需要の状況が決定的に変化するであろうことは、原告によって裏づけられてい 原告の申立ては、 原告の具体的な利回りの見積もりは、 被告との本件使用賃貸借関係の継続が原告にとって著しい不利益を結果としてともなうことをあとづける BGB五六四b条二項三号の規定の意味における著しい不利益であると考えられることはできない 著しい不利益は、 分離された浴室とトイレと付属空間を備えた、 というのは、 本件訴訟に取り入れられていなかった。六つの部屋から構成されていた住 現在の大きな空間の本件住居の維持が採算の取れないことが よりよい利回りを達成できないという状況は、 現在の使用賃貸借の状況によって裏づけられないところの 本件住居のために、 適切に切り離された五つの部屋 現 在 0 著しい 利用 なか 証 が 開さ つ

されることができるのであり、 地方裁判所は、 右のように、 賃貸人の説明は、 著しい不利益は現在の当該住居の維持が採算の取れないことが証明されている場合にのみ肯定 当該使用賃貸借関係の継続が賃貸人にとって著しい不利益を結果としてとも

なうことを認識させなかったことを論じたのである。

第六に、ケルン区裁判所一九八九年一○月三日判決をみておきたい。

【77】ケルン区裁判所一九八九年一〇月三日判決

[事案の概要と経緯

被告らは、一九六九年以来、本件建物に所在する本件住居の賃借人であった。原告は、競売手続きによって、本件土地・建

物の所有権者かつ賃貸人となった。その後、原告は、一九八八年一一月二日付の書面をもって、一九八九年一月三〇日付で、

という理由づけであった。原告は、本件建物は包括的に改造されなければならなかったし、そのために、本件建物の明渡しが 本件使用賃貸借関係を解約告知した。本件使用賃貸借関係が継続する場合に、原告は、相当な経済的利用について妨げられる 119

必要であった、と主張した。

これに対して、被告らは、原告によって主張されたところの修復の必要性の範囲、 および、 明渡しの必要を否認した。

[判決理由]

区裁判所は、 結論として、 「原告は、・・・本件住居の明渡しと返還に対する請求権を有しなかった」、と判断し、 本件明

渡しの訴えを棄却した

その判決理由において、区裁判所は、賃貸人の著しい不利益という要件が満たされることが証明されなかったことについて、

西南学院大学法学論集 第五一卷 第二号 (二〇一八年 九月)

次のように論じたのである

される必要もなかった。 受忍義務についての規定)にしたがって貫徹することができるところの措置をもって、自己の目的を達成することができるの 求が認容されることができなかったのかどうかという点は、不確定であることができた。さらに続けて、 かどうかという点、 五六四b条一項、 「すでに、 一九八八年一一月二日付の書面において、 二項三号の要件のすべての徴標が詳細に説明されていなかったという理由において、 および、 単に一時的にすぎない明渡しが目的を達成するために十分であるのかどうかという点が明らかに 本件解約告知のための根拠としてもっぱら問題となるところのBGB 本件訴えにもとづく請 原告が、(賃借人の

から、 場合に、 において、存在しうる。・・・・(しかし、)著しい不利益が生じることが、さらにつけ加わらなければならない。 利用について妨げられ、それによって、著しい不利益を被る場合に、当該使用賃貸借関係を解約告知することができる。 本件使用賃貸借関係の終了について、 著しい不利益が生じることを立証的に申し立てなかった。原告は、現在の (経済的) そのような利用は、 しかも、 経済性の算定によって説明しなければならなかった。 『よりよく採算の合うところの引き続いての賃貸借という目的のために包括的に改造すること』 正当な利益が受け入れられることはできなかった。これにしたがって、 問題ではなかったのである」。 本件においては、 この点が欠けていた。 利用が相当な利回りをもたらさ いずれにせよ、 当事者に そのこと

よって論究されたところのこれ以外の観点は、

区裁判所は、

右のように、①当該土地・建物の相当な経済的利用は、

よりよく採算の合うところの引き続いての賃貸借とい

120

GB五六四b条二項三号にしたがって、賃貸人は、当該使用賃貸借関係の継続によって、当該土地・建物の相当な経済的

う目的のために包括的に改造することにおいて存在しうること、②賃貸人は、現在の経済的利用が相当な利回りをもたらさな いことを経済性の算定によって説明しなければならなかったことを論じたのである。

゛Ⅱの六の4以下の目次の詳細は、連載を進めるなかで明らかにする。

- $(\frac{\infty}{4})$ BayObLG NJW 1984,372.
- $(\frac{9}{4})$ BayObLG NJW(Fn.418),S.372.
- (ᢒ) BayObLG NJW(Fn.418),S.372f
- (쥧) AG München WuM 1986,334.
- ($\stackrel{\sim}{2}$) AG München WuM(Fn.421),S.334f
- (월) LG Berlin GE 1989,943.
- (42) 裁判例【61】。
- 425 賃借人の受忍義務については、現行法においては、 BGB五五五a条以下の規定が関係する。
- (42) LG Berlin GE(Fn.423),S.943.
- (47) LG Köln WuM 1989,255.
- (42) LG Köln WuM(Fn.427),S.255.
- (4) LG Frankenthal(Pfalz) WuM 1991,171.
- $(\stackrel{\mathfrak{D}}{\mathfrak{P}})$ LG Frankenthal(Pfalz) WuM(Fn.429),S.172.
- (쥪) LG Frankenthal(Pfalz) WuM(Fn.429),S.172
- 学)LG Koblenz WuM 1990,211.

西南学院大学法学論集

住居の賃貸借と経済的利用の妨げ(九)

- LG Koblenz WuM(Fn.432),S.211
- AG Essen ZMR 1997,423.
- AG Essen ZMR(Fn.434),S.423
- AG Essen ZMR(Fn.434),S.423f.
- 438 437 AG Gelsenkirchen DWW(Fn.437),S.286 AG Gelsenkirchen DWW 1974,286
- 439 LG Stuttgart WuM 1991,178.
- (₹) LG Stuttgart WuM(Fn.439),S.178.
- 442 (4) LG Düsseldorf DWW 1991,338 LG Düsseldorf DWW(Fn.441),S.338
- 443 LG Düsseldorf DWW(Fn.441),S.338
- 444 LG Düsseldorf DWW(Fn.441),S.338f
- $\widehat{446}$ 445 AG Neustadt a.d. Aisch ZMR(Fn.445),S.215. AG Neustadt a.d. Aisch ZMR 2008,215
- 447 AG Neustadt a.d. Aisch ZMR(Fn.445),S.215.
- 448 AG Neustadt a.d. Aisch ZMR(Fn.445),S.215ff
- 449 AG Bonn WuM 1979,150.
- 450AG Bonn WuM(Fn.449),S.150.
- 451 AG Bonn WuM(Fn.449),S.150.
- 452 LG München I WuM 1981,234
- LG München I WuM(Fn.452),S.235
- LG Berlin GE 1989,311.
- LG Berlin GE(Fn.454),S.311.

九月)

- (45) LG Freiburg WuM 1991,172.
- (듗) LG Freiburg WuM(Fn.456),S.173.
- (4) LG Freiburg WuM(Fn.456),S.173. (45) LG Freiburg WuM(Fn.456),S.172f.
- (量) LG Hamburg NJW 1989,2699. (4) LG Freiburg WuM(Fn.456),S.174.
- (43) LG Hamburg NJW(Fn.461),S.2699. LG Hamburg NJW(Fn.461),S.2699.

 $\widehat{462}$

(4) AG Köln WuM 1991,170. AG Köln WuM(Fn.464),S.170.

 $\widehat{465}$

AG Köln WuM(Fn.464),S.170.